



各 位

会社名 日 鐵 商 事 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 今久保哲大  
 (コード番号 9810 東証第一部)  
 問合せ先 総務法務部担当部長 岩崎文夫  
 (TEL: 03-6225-3500)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 24 年 4 月 26 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部変更漏れがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(訂正前)

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数及び種類株式 B の単元株式数はいずれも 1,000 株とする。 第 13 条 ~ 第 18 条 (略)	第 7 条 (単元株式数) 当社の <u>1 単元の株式の数は</u> 1,000 株とする。 第 12 条 ~ 第 17 条 (同左)

(訂正後)

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数及び種類株式 B の単元株式数はいずれも 1,000 株とする。 第 13 条 ~ 第 16 条 (略) 第 17 条 (総会の決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる <u>普通株主</u> の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、 <u>普通株式</u> の議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する <u>普通株主</u> が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 18 条 (議決権の代理行使) <u>普通株主</u> は、当社の議決権を有する他の <u>普通株主</u> 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。	第 7 条 (単元株式数) 当社の <u>1 単元の株式の数は</u> 、1,000 株とする。 第 12 条 ~ 第 15 条 (同左) 第 16 条 (総会の決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる <u>株主</u> の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する <u>株主</u> が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 17 条 (議決権の代理行使) <u>株主</u> は、当社の議決権を有する他の <u>株主</u> 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

【訂正後の変更の内容（全文）】

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条（略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条（株式の種類及び発行可能株式総数）  <u>当社は、普通株式のほか、第 2 章の 2 に定める内容の株式（以下「種類株式 B」という。）を発行することができる。</u></p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>2 億 3,240 万株とし、このうち 2 億 3,200 万株は普通株式、40 万株は種類株式 B とする。但し、普通株式又は種類株式 B につき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第 7 条（単元株式数）          当社の普通株式の単元株式数及び種類株式 B の単元株式数はいずれも <u>1,000 株とする。</u></p> <p>第 8 条～第 11 条（略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 種類株式 B</p> <p>第 12 条（優先配当金）  <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載の種類株式 B を有する株主（以下「種類株主 B」という。）及び種類株式 B の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者 B」という。）に対し、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、剰余金の配当（以下種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対する剰余金の配当を「優先配当」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対し、種類株式 B 1 株につき、その 1 株当たりの発行価額に 3 月 31 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する 6 ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6 ヶ月物円 TIBOR」という。）に 1 パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその 1 株当たりの会社法第 461 条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</u></p> <p><u>当該事業年度において、次項に定める剰余金の</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章（同左）</p> <p>第 1 条～第 5 条（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章（同左）</p> <p>第 6 条（発行可能株式総数）          （削る）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>2 億 3,200 万株とする。</u></p> <p>第 7 条（単元株式数）          当社の <u>1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</u></p> <p>第 8 条～第 11 条（同左）          （削る）</p> <p>（削る）</p>

配当を行ったときは、種類株式B1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。

当社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。

第12条の2(非累積型)

種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対して優先配当基準金額の優先配当を行わない場合においても、その差額は翌事業年度以降累積しない。

第12条の3(非参加型)

種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える剰余金の配当は行わない。

第12条の4(残余財産の分配)

種類株式B1株当たりの残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の20倍とする。但し、種類株式B1株当たりの分配額が、10,000円を超える場合は、10,000円を超える部分についての残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の1倍(上記20倍及び1倍を以下、各々「分配額調整比率」という。)とする。

普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、分配額調整比率は次の算式(以下「分配額調整比率修正式」という。)により修正するものとする。なお、当社が自己株式を保有している場合には、分配額調整比率修正式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式に対して発行される新株の数は新発行普通株式数から、それぞれ控除するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

分配額  
調整比率 = 分配額調整比率の修正日直  
前に有効な分配額調整比率 ×

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

第 12 条の 5 ( 議決権等 )

種類株主 B は、法令による別段の定めがある場合を除き株主総会における議決権を有しない。

種類株式 B については、株式の分割及び株式の併合は行わないものとする。

第 12 条の 6 ( 当会社による種類株式 B の買受 )

当会社は、定時株主総会の決議に基づき自己株式を買い受ける場合は、普通株式に優先して種類株式 B を買い受けるものとする。

第 12 条の 7 ( 金銭を対価とする取得請求権付株式 )

当会社は、種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B の請求に基づき、平成 24 年 8 月 1 日以降、毎事業年度に、前期の税引後当期利益の 2 分の 1 に相当する額を上限として、種類株式 B を発行価額にて取得する。但し、当会社の平成 14 年度以降平成 23 年度までの各期の税引後当期利益の累積額が 100 億円を超えていない場合は、上記の取得はできないものとし、この場合は、当該累積額に平成 24 年度以降の各期の税引後当期利益を加えて 100 億円を超えた翌期以降から上記の取得をするものとする。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 ~ 第 16 条 ( 略 )

第 17 条 ( 総会の決議方法 )

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する普通株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 ( 議決権の代理行使 )

普通株主は、当会社の議決権を有する他の普通株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

( 削る )

( 削る )

( 削る )

第 3 章 ( 同左 )

第 12 条 ~ 第 15 条 ( 同左 )

第 16 条 ( 総会の決議方法 )

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 ( 議決権の代理行使 )

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

<p><u>第 19 条（種類株主総会）</u></p> <p><u>第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、開催場所、議長、決議方法及び議決権の代理行使）は、種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第 20 条 ~ 第 29 条（略）</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第 30 条 ~ 第 38 条（略）</u></p> <p>第 6 章 計 算 等</p> <p><u>第 39 条 ~ 第 42 条（略）</u></p>	<p>（削る）</p> <p>第 4 章（同左）</p> <p><u>第 18 条 ~ 第 27 条（同左）</u></p> <p>第 5 章（同左）</p> <p><u>第 28 条 ~ 第 36 条（同左）</u></p> <p>第 6 章（同左）</p> <p><u>第 37 条 ~ 第 40 条（同左）</u></p>
--	--

以 上